

令和7年分対応版を2026年1月に発売しました。

これまでの申告書作成と一部異なる部分がありますので、ソフトを初めてご利用いただくお客様はもちろん、旧バージョンをご利用のお客様も参考になさってください。

尚、令和6年分の申告書を作成する方は、定額減税の入力について 別紙「所得税申告書 定額減税の入力方法」を参照ください。令和6年の定額減税対応は旧バージョン「かんたん農業簿記 Ver4.9、かんたん農業簿記複式 Ver3.6」のみとなります。ご了承ください。

目次

1. 事前に準備する事.....	2
2. 旧バージョンで作成した申告書について.....	2
3. 基本情報の入力.....	3
4. 入力項目の説明.....	4
5. 基本情報の入力.....	5
6. 申告書の登録・修正.....	5
7. 収入金額の入力.....	7
8. 所得金額の入力.....	8
9. 所得から差し引かれる金額.....	9
10. その他の項目.....	14
11. 印刷.....	15
12. 警告メッセージが出た場合の対処法.....	16

1. 事前に準備する事

- 確定申告は基本的には今年度の売上が確定してから行います。
出納データを全て入力し所得金額を確定させ、青色申告決算書・収支内訳書などを準備してください。
 (出納データを基に、収入金額・所得等に一部自動セットされます)

令和 3 年 2 月 1 日 損 益 計 算 書 (自 1 月 1 日 至 1 2 月 3 1 日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
販売金額 1	3 5 0 5 3 3 0 0	作業用衣料費 18	3 6 0 0 0	差引金額 36	7 4 8 3 2 0 0
事業債費金額 2	1 2 7 3 4 4 8	農業共済掛金 19	1 2 8 0 0 0	(7-35)	
雑収入 3	4 2 2 6 5 5 2	減価償却費 20	1 0 3 5 3 0 2	各種引当金等	
小計(1+2+3) 4	4 0 5 5 3 3 0 0	荷造運賃手数料 21	6 1 8 9 6 8	貸倒引当金 37	
農産物の期首 5	1 4 5 0 0 0	雇人費 22	3 4 4 4 4 8 0		
棚卸高期末 6	1 6 4 3 0 0	利子割引料 23		計 40	
計 (4-5+6) 7	4 0 5 7 2 6 0 0	地代・賃借料 24		専従者給与 41	1 5 0 0 0 0 0
租税公課 8	1 1 7 2 1 5 0	土地改良費 25	2 0 1 8 0 0 0	貸倒引当金 42	6 6 0 0 0 0
種苗費 9	8 4 0 0 0 0	作業委託料 26			
畜産費 10		通信費 27	2 0 0 0 0 0 0		
		図書費 28		計 45	1 5 6 6 0 0 0
				青色申告特別控除額の所得金額 (36+40-等)	5 9 1 7 2 0 0
				青色申告特別控除額 47	5 5 0 0 0 0
				所得金額 48	5 3 6 7 2 0 0
				(46-47)	

収入の合計が事業の農業収入へ
 所得金額が事業の農業所得の初期値として
 セットされます。

直接申告書側で金額を手入力する事も可能ですが、2つの表に差が生じないように気を付けてください。

- また、複式のお客様で65万円控除をご希望のお客様は、今年度より55万円の控除の条件にプラスして以下の要件が追加されています。
 (ア) その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること。
 (イ) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにe-Tax (国税電子申告・納税システム) を使用して行うこと。

弊社ソフトは、電子帳簿保存法に対応しておりませんので、e-Tax を使用して所得税の確定申告は行っていただく事となります。

- 当年分の、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き (税務署で配布) をご準備ください。
 用語や、算出方法の詳細は本マニュアルではご説明致しません。あくまでも、税務署様発行の手引きをもとに、本ソフトは作成されておりますので、ご了承ください。

2. 旧バージョンで作成した申告書について

令和7年度は、所得税の確定申告書にデザイン変更が行われており、旧バージョンで作成した申告書データは一部、入力のし直しが必要となります。ご注意ください。

3. 基本情報の入力

所得税申告書の入力画面を開きます。

- かんたん農業簿記複式 [決算資料]→[所得税申告書]
- かんたん農業簿記 [申告書類]→[所得税申告用紙印刷]

<かんたん農業簿記 複式 メニューサンプルイメージ>



<かんたん農業簿記 メニューサンプルイメージ>



以降の画面は、かんたん農業簿記、かんたん農業簿記 複式 共に画面イメージは一緒です。

4. 入力項目の説明

- 第一表と第二表

最初に開かれる画面は「第一表」ですが、上のタブで「第二表」に切り替える事が可能です。

申告書は2枚セットで提出しますので、両方の資料を確認しながら進めてください。



- 背景色の違い

金額欄の背景色によって、操作が異なります。

色の意味を知っていると、スムーズに操作を進める事ができます。

収入	事業	営業等	区分	ア	0	税	課税される所得金額	30	0
		農業	区分	イ	0		上の30に対する税額	31	0
	不動産	区分1	区分2	ウ	0		又は第三表の93		
		区分	エ	0	配当控除		32	0	
	配当					33	0		



オレンジ	直接手入力できる項目。 初期値が表示される項目もありますが修正できます。
白 項目名ボタン	直接手入力できない項目。 左の項目名がグレーのボタンになっている場合には、ボタンから金額を入力できます。
白 項目名白	直接金額修正はできない表示のみの項目です。 項目名も白い場合には、他の項目を基に自動で表示されている項目です。
水色	直接金額修正ができない表示のみの項目です。 水色項目は、白の項目と違い、[計算]ボタン（上のサンプル参照）が押されたタイミングで他の項目を基に、再計算される項目です。

5. 基本情報の入力

最初は[新規]の状態画面が開きます。

まずは、ヘッダの基本情報から入力していきましょう。

[初期設定]の[農園情報]で登録済の住所や氏名が初期値として表示されます。

必要に応じて修正を行ってください。

項目内で特に重要なのは“生年月日”です。

生年月日により計算が異なる項目があるので、生年月日は正確に入力してください。

12桁の個人番号（マイナンバー）の入力も必要です。通知カードやマイナンバーカードを確認して入力してください。

6. 申告書の登録・修正

申告書は複数枚作成できます。

基本情報を入力したら、一度この申告書の登録を試みましょう。

● 登録

画面下の[登録]ボタンで入力した内容が保持できます。

1セット（第一表+第二表）の申告書で1つの名前を付けて登録します。

自分で後から見て分かり易い名称を自由に付けてください。

かんたん農業簿記 Ver.5.0 - [申告書 - 新規入力]

ツール メンテナンス ヘルプ

第一表 第二表

福島 税務署長
令和 8 年 2 月 20 日 令和07年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 〒960-1111 個人番号 (マイナンバー) 生年月日 昭和 48 . 8 . 1

現在の住所 福島県伊達郡国見町〇〇番地〇〇号 フリガナ サウ 如ウ
氏名 佐藤 太郎

世帯主の氏名 佐藤 太郎 世帯主との続柄 本人

電話番号 自宅 024 - 529 - 2933

令和08年1月1日の住所 振替継続希望 種類 青色 分離 国出 損失

申告書名称入力
令和7年申告書 (太郎)

F5:登録 F8:閉じる

F1:新規 F7:修正 F5:登録 F2:印刷 F4:削除 コピー 計算 F8:終了

名前を付けなくても保存できますが、次ページで分かるようにどの申告書か判断できなくなります。

申告書の作成途中で中断する場合なども、忘れずに名前を付けて登録してください。

画面を閉じる前、印刷の前なども必ず登録しないと、データが保持されませんので、充分ご注意ください。

一度登録データを再度上書きする場合には、登録済の名前が表示されますので、そのまま登録ボタンを押してください。

● 修正

一度登録した申告書は、[修正]ボタンで参照できます。

以下のように登録済の一覧が表示されますので、選択して開く事ができます。

開いたデータを修正する事もできますし、再印刷する事もできます。

かんとん農業簿記 Ver.5.0 - [申告書 - 令和7年申告書 (太郎)]

ツール メンテナンス ヘルプ

第一表 第二表

福島 税務署長
令和 8 年 2 月 20 日 令和 会計年度 2025

納税地 〒960-1111
現在の住所 福島県伊達郡国見町〇〇番
又は
居所
令和08年1月1日現在の住所
振替継続希望 種類 青色 分離 国出

No.	申告書名	年度
1	令和7年申告書 (太郎)	2025
2	令和7年申告書 (一郎)	2025

この画面で修正したい行を選択して、ダブルクリック、または下の[選択]ボタンをクリックします。

F7:選択 F8:閉じる

F1:新規 F7:修正 F5:登録 F2:印刷 F4:削除 コピー 計算 F8:終了

● コピー

[コピー]ボタンをクリックすると、今開いている申告書の内容をコピーして、新規画面を開きます。

コピーしても、名前を付けて保存しないと保存はされませんので注意してください。

F1:新規 F7:修正 F5:登録 F2:印刷 F4:削除 コピー 計算

また最初に説明したように、令和6年度申告書で一部デザイン変更がされています。

前年度分をコピーした場合は必ず入力項目を確認し、必要に応じて入力し直してください。

8. 所得金額の入力

所得金額は収入金額が自動セットされれば表示されるものが殆どですが、収入金額を手入力した場合は、所得も手入力が必要なものもあるので、気を付けてください。

※配当、給与、雑、総合譲渡、一時 など背景が白色の項目に関しては、自動表示の為、直接入力はできません。

● 不動産所得の入力

かんたん農業簿記の場合 不動産のデータが入力されていた場合、不動産収入も初期値としてセットされます。かんたん農業簿記複式の場合は、管理ファイルが別になる為、内訳入力が入力された不動産所得のみ初期値としてセットされます。

内訳入力

会計期間: 自 1 月 1 日 至 12 月 31 日

収入金額の内訳 | 雑収入/農産物以外の棚卸し高 | 雇人費の内訳/専従者給与の内訳 | その他内訳 | 貸倒引当金繰入額/特殊事情 | 青色申告特別控除の計算

本年分の不動産所得の金額 (青色申告特別控除額を差し引く前の金額)		ハ	1,279,200
青色申告特別控除前の事業所得の金額 (1ページの「損益計算書」の46欄の金額を書いてください。)		ト	5,917,200
65万円又は55万円の 青色申告特別 控除を受ける場合	65万円又は55万円とへのいずれか少ないほうの金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	チ	0
	青色申告特別控除額 (「65万円又は55万円-チ」とトのいずれか少ないほうの金額)	リ	550,000
上記以外 の場合	10万円とへのいずれか少ないほうの金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	チ	
	青色申告特別控除額 (「10万円-チ」とトのいずれか少ないほうの金額)	リ	

ここまでで、所得の入力は完了です。

9. 所得から差し引かれる金額

13 から 29 までの所得から差し引かれる金額の入力は、全てボタンからの入力。または自動表示の項目になります。

青色の項目は計算ボタンによって値が変わりますので、入力後画面下の計算ボタンをクリックしてください。

入力の流れはどれも同じですが、参考までにいくつかの入力方法をガイドします。

● 生命保険料控除

支払金額を入力し、転記ボタンをクリックすると、控除額が反映されます。

等	総合譲渡・一時 コ+{(サ+シ)×1/2}	11	0	生命保険料控除		
	合計	12	6,646,400			
所得 から	社会保険料控除	13	1,380,912	新生命保険料	204,000	204,000
	小規模企業共済等掛金控除	14	180,000	旧生命保険料	0	0
	生命保険料控除	15	40,000	新個人年金保険料	0	0
	地震保険料控除	16	0	旧個人年金保険料	0	0
	寡婦、ひとり親控除	区分 17 ~18	0	介護医療保険料	0	0
				F7:転記	F8:閉じる	

● 医療費控除

医療費控除は何れかの控除を選択します。

提出書類なども必要となりますので、手引き等を事前に確認してください。

医療費控除

適用する医療費控除の選択

「医療費控除」又は「セルフメディケーション税制」のいずれかを選択してください。
両方の控除を重複して適用することはできません。

医療費控除を適用する

セルフメディケーション税制を適用する

すべての内容を削除する

次へ F8:閉じる

入力方法を選択します。

医療費控除

入力方法の選択

「医療費通知（「医療費のお知らせ」など）」、「領収書」から入力する

医療費の合計額のみ入力する

戻る 次へ F8:閉じる

<医療費の合計額のみ入力する>

医療費控除

合計額の入力

A 支払った医療費の合計額
 円

B Aのうち生命保険や社会保険などで補填される金額
 円

戻る F7:転記 F8:閉じる

<「医療費通知（「医療費のお知らせ」など）、「領収書」から入力する>

医療費控除

1 医療費通知に記載された医療費

医療費通知が複数枚ある場合は、全ての通知の合計額を入力してください。
 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。
 ※ 医療費通知がない場合は、[次へ]ボタンで進んでください。

(1) 医療費通知に記載された医療費の合計額(自己負担額)
 円

(2) (1)のうちその年中に実際に払った医療費の合計額
 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、
 領収書をご確認の上入力してください。
 円

(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
 円

戻る 次へ F8:閉じる

医療費控除

2 医療費通知に記載のない医療費の明細

医療費通知に記載されていない医療費(ドラッグストアでの医薬品の購入費、通院費など)があれば入力してください。
 ※ 医療費通知で入力したものと重複して入力しないよう、ご注意ください。

行追加 行削除 「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院・薬局など」ごとにまとめて入力できます。

行番号を上下にドラッグ&ドロップすることで行を移動することができます。

	(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分 (複数選択可)	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
1	佐藤 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000	0
2	佐藤 太郎	JR、〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	0
▶ 3			<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
合計				<input checked="" type="radio"/> 13,560	<input checked="" type="radio"/> 0

戻る 次へ F8:閉じる

医療費控除

3 控除額の計算

これまでに入力された内容から計算した結果、医療費控除の額は次のとおりになります。

A 支払った医療費 (㉗+㉘)	166,860	円
B 保険金などで補てんされる金額 (㉙+㉚)	0	円
C 差引金額 (A - B) ※1	166,860	円
D 所得金額の合計額	8,170,400	円
E D×0.05 ※2	408,520	円
F Eと10万円のいずれか少ない方の金額	100,000	円
G 医療費控除額 (C - F) ※3	66,860	円

※1 マイナスのときは0円
 ※2 赤字のときは0円
 ※3 最高200万円、赤字のときは0円

戻る F7:転記 F8:閉じる

「医療費通知（「医療費のお知らせ」など）、「領収書」から入力する を選択した場合、

印刷時に別紙「医療費控除の明細書【内訳書】」が出力されます。

尚、セルフメディケーション税制の場合も「医薬品の領収書から入力して、明細書を作成する」を選択すると印刷時に「セルフメディケーション税制の明細書」が出力されます。

● 寄付金控除

寄付金控除の入力は、寄付先がどのような組織か確認した上での入力が必要です。

手引きを参考にしてください。

入力詳細は全て二表に記載されます。(資料右 手引きより転載)

寄付金控除

寄付先の所在地:

名称:

寄付金:

寄付金税額控除

都道府県、市区町村分(特例控除対象):

住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外):

条例指定分

都道府県: 市区町村分:

F7:転記 F8:閉じる

以下の①から⑥に対して寄付金を支払った場合

- ① ●●県(ふるさと納税)80,000円
- ② □□市(ふるさと納税)40,000円
- ③ 住所地の日本赤十字社支部90,000円
- ④ 住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人) 20,000円
- ⑤ 社会福祉法人▲▲(住所地の都道府県が条例で指定) 55,000円
- ⑥ 認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定)15,000円

※ ④は公益社団法人等寄付金特別控除(➡25ページ)の対象となり、⑤は対象となりません。

④に対する寄付金については公益社団法人等寄付金特別控除の適用を、⑥に対する寄付金については認定NPO法人等寄付金特別控除(➡25ページ)の適用を選択するものとします。

● 配偶者控除

配偶者控除の入力は、生年月日、個人番号など間違いなく入力してください。

控除対象にならない場合でも、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者として登録が必要です。

本人及び配偶者、扶養家族に関する控除

勤労学生・障害者控除 | 配偶者(特別)控除 | 扶 養 控 除

同一生計配偶者なし
 控除対象配偶者がいる
 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者がいる
※控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

配偶者の氏名： 個人番号：
 生年月日： . . 障害者：

国外居住 年末調整済み 別居 調整 住宅 定額減税
 ●配偶者が国外居住である場合は、「国外」及び「別居」にチェックを入れてください。
 また、その場合で、年末調整の適用を受けている場合は「年調」にもチェックを入れてください。
 ●配偶者と別居している場合には、「別居」にチェックを入れ、第二表の「住民税に関する事項」の「上記の配偶者・親族のうち別居の者の氏名・住所」欄に氏名・住所を入力してください。
 ●所得金額調整控除を適用する場合、「調整」にチェックを入れてください。
 この場合、氏名、生年月日のみを入力し、個人番号の入力は不要です。

給与等の収入金額：
 公的年金等の雑所得の収入金額：
 上記以外の所得金額： 収入金額から必要経費を差し引いた後の額を入力します

F7: 転記 F8: 閉じる

● 扶養控除

扶養も同様です。

生年月日、個人番号等間違いなく入力してください。

16歳未満の扶養親族についても、こちらで全員分登録してください。

本人及び配偶者、扶養家族に関する控除

勤労学生・障害者控除 | 配偶者(特別)控除 | 扶養控除/特定親族特別控除

※16歳未満の扶養親族もここで入力してください。

行削除

扶養親族の氏名	続柄	生年月日			障害者	同居老親等	個人番号	国外居住	年調	別居	調整	住宅	特親
佐藤 ハナ	母	昭和	9	3	3 同居特別障害者	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	入力				
佐藤 次郎	子	平成	15	9	1 該当しない	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	入力				
佐藤 三郎	子	平成	17	11	2 該当しない	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	入力				
					該当しない	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	入力				

特定親族特別控除の収入や所得の入力はこちらから行います

F7: 転記 F8: 閉じる

令和7年度から新設された特定親族特別控除の対象者については、右端の入力ボタンから収入等がある場合入力してください。

特定親族特別控除 ×

給与の収入金額: 円
※「給与所得の源泉徴収票」の支払金額の合計

給与以外の所得金額: 円
※収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額

扶養控除のボタンと特定親族特別控除のボタンから開く画面は共通です。

し 引 か れ	配偶者 (特別)控除	区分 1	区分 2	21 ~22	380,000
	扶養控除	区分		23	1,210,000
	特定親族 特別控除	区分	人数 1	24	60,000
	基礎控除			25	580,000
	13から25までの計				26

同じ画面が開きます

10. その他の項目

ここまでで、一度[計算]ボタンをクリックして、途中保存していなかった方は、必ず一度上書き保存してください。

現段階での納める税金の金額を確認してください。

その他、住宅控除や専従者給与欄など、必要に応じて入力して、申告書を仕上げてください。

● 専従者給与

専従者給与は内訳入力の値が初期値としてセットされますが、生年月日や個人番号は未入力ですので、必ず入力してください。[転記]ボタンを押して初めて金額セットされます。

氏名		個人番号	続柄	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
生年月日					
佐藤 一郎			子	12月。外交販売、毎日8時間労働	500,000
平成	6 . 5 . 10				0
合計					500,000
F7:転記					F8:閉じる
専従者給与(控除)額の合計額		59	500,000		

● 延納の届け

金額が大きい場合など、延納届出額の入力も必要に応じて行うことができます。

他	未納付の源泉徴収税額	延納届出額		
	本年分で差し引く繰越損失額	延納届出額 : 15,000		
	平均課税対象金額	F7:転記		
	変動・臨時所得金額	F8:閉じる		
延納の届出	申告期限までに納付する金額	延納届出額	67	0

● 税金の受け取り場所

給与等の徴収税額があり、還付の発生している方は受け取り銀行の情報も必ず入力してください。

還 受 付 さ れ る 税 金 の 所	〇〇	銀行	□□	支店										
	郵便局等		預金種類											
	□座番号 記号番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

11. 印刷

最後に[計算]ボタンをクリック、次に[登録]ボタンをクリック。

第二表も確認して、入力漏れがないかチェックしてください。

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
国民健康保険	801,582	801,582
国民年金	430,330	430,330
介護保険 ほか	329,000	1,490,000
新生命保険料	204,000	0
旧生命保険料	0	0

画面で問題なければ、[印刷]ボタンで印刷物を確認してください。

以下のプレビュー画面から上の[印刷]ボタンで印刷できます。

第一表と第二表は控えと2枚印刷されます。そのほか、第二表の所得の内訳が5行以上の場合、「所得の内訳書」、医療費控除で明細の入力を行った場合は、「医療費控除の明細書【内訳書】」または「セルフメディケーション税制の明細書」が印刷されます。

品目	金額
所得	2,960,000
所得控除	198,500
所得税	8,000
配当	0

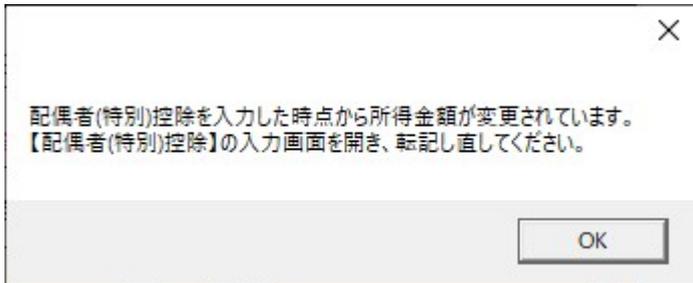
実際の印刷物で過不足があれば、画面に戻り[修正]→[計算]→[登録]→[印刷]を繰り返します。

12. 警告メッセージが出た場合の対処法

データの登録時などに、以下のメッセージが表示される場合があります。

これは、収入金額を変更した、生年月日を変更したなど、控除金額に再セットが必要な場合です。

シュミレーションデータを入れていた場合には配偶者や扶養の情報が初期セットされる為、初回の保存時にもこのメッセージが表示されます。



メッセージが表示されたら、内容に従って[配偶者（特別）控除]ボタンをクリックします。

[転記]ボタンをクリックすると、控除額が再セットされます。

かんたん農業簿記 Ver.5.0 - [申告書 - 令和7年申告書 (太郎)]

ツール メンテナンス ヘルプ

第一表		第二表	
所得から差し引かれる	合計	12	8,170,400
	社会保険料控除	13	1,380,912
	小規模企業共済等掛金控除	14	180,000
	生命保険料控除		
	地震保険料控除		
	寡婦、ひとり親控除	区分	
	勤労学生、障害者控除		
	配偶者(特別)控除	区分	
	扶養控除	区分	
	特定親族特別控除	区分	人数 1
基礎控除			
13から25までの計			F7.転記
雑損控除	27		230,000

本人及び配偶者、扶養家族に関する控除

勤労学生・障害者控除 | **配偶者(特別)控除** | 扶養控除/特定親族特別控除

同一生計配偶者なし
 控除対象配偶者がいる
 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者がいる

※控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

配偶者の氏名: 佐藤 花子 個人番号:

生年月日: 昭和 48 . 6 . 1 障害者: 該当しない

国外居住 年末調整済み 別居 調整 住宅

- 配偶者が国外居住である場合は、「国外」及び「別居」にチェックを入れてください。また、その場合で、年末調整の適用を受けている場合は「年調」にもチェックを入れてください。
- 配偶者と別居している場合には、「別居」にチェックを入れ、第二表の「住民税に関する事項」の「上記の配偶者・親族のうち別居の者の氏名・住所」欄に氏名・住所を入力してください。
- 所得金額調整控除を適用する場合、「調整」にチェックを入れてください。この場合、氏名、生年月日のみを入力し、個人番号の入力は不要です。

給与等の収入金額:

公的年金等の雑所得の収入金額:

以上の収入金額から必要経費を差し引いた後の額を入力します

収入金額から必要経費を差し引いた後の額を入力します

※一部旧バージョンの画面サンプルが混在していますが最新バージョンと大きな変更はありません。ご了承ください。

以上